

満期特約定期預金(期間延長型) 楽天エクステ預金(フラット)契約締結前交付書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 「満期特約定期預金(期間延長型)」とは、円定期預金に『当行が任意に預入期間を延長することができる権利』(以下「延長特約」といいます。)を組み合わせることにより、通常の円定期預金よりも預金利率を高く設定した商品です。
- この預金の当初預入期間は1年です。ただし、当行が、満期延長判定日において延長特約を行使した場合、預入期間が1年ごとに延長されることとなり、最終満期日が10年の商品については預入期間が最長で10年まで、最終満期日が15年の商品については預入期間が最長で15年まで延長される場合があります。
- この預金の延長特約を行使する権利は当行にのみ帰属し、お客さまに延長特約を行使する権利はありません(お客さまは満期日を選べません。)
- なお、この預金の中途解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、損害金を直ちにお支払いいただきます。この場合、当初お預入れの元本金額から損害金を差し引いた金額が、当初お預入れの元本金額を大きく下回る(=元本割れ)可能性があります。

- ・ 一般的に、当行が延長特約を行使するかどうかを判断する時点（「満期延長判定日」といいます。）における市場金利が延長後の金利より高い場合、期間を延長する可能性が高くなります。よって、期間が延長された場合、市場金利で運用した場合と比較して低い金利により運用することとなり、結果的にお客さまにとって不利な運用となる可能性があります。

【中途解約時のお取扱い】

- ・ この預金の中途解約はできません。
- ・ 当行は、①お客さまが非居住者となる旨の通知があった場合、②当行の口座取引の中止を必要とする相当の事由が生じた場合、③お客さまの当行に対する預金等の債権について仮差押、保全差押または差押等の命令、通知が発送されたとき、お客さまに通知することなく、この預金を中途解約できるものとします。
- ・ 万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、またはお客さまが中途解約事由に該当し当行がこれを実行する場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う諸費用を当行所定の計算方法により算出した損害金(注1)を直ちにお支払いただきます。また、この預金の中途解約を行う場合、当行が延長特約を行使するか否かにかかわらず、当該中途解約日の属する預入期間中の利息は一切支払われません。なお、この場合、当初お預入れの元本金額から損害金を差し引いた金額が、当初お預入れの元本金額を大きく下回る(=元本割れ)可能性(注2)があります。

(注 1) 損害金算出の考え方

中途解約時点で、当行はその契約上の地位(すなわち、預金契約の権利・義務)を失うことになり、その地位に伴う経済的利益を失うことによる損害を負うこととなります。この場合、当行は、中途解約時点で、この預金と同条件の代替の契約を市場にて締結するか、または締結すると仮定した場合に必要な金額(コスト)を、市場実勢相場に基づいて算出し、損害金としてお客さまにご負担いただきます。このように、損害金の算出には中途解約時点での市場実勢相場を使用するため、お申込み時点で損害金をお示しすることはできません。

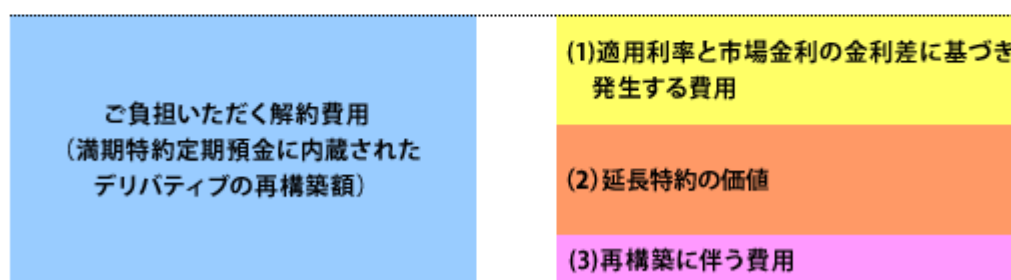
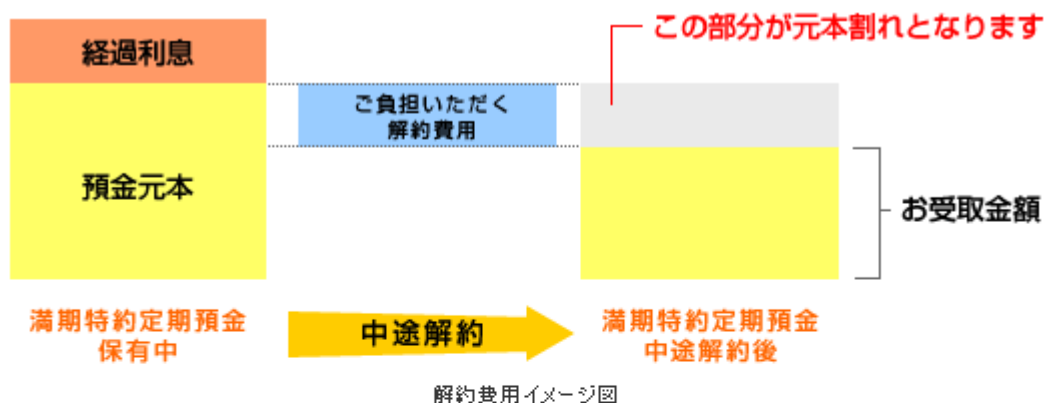
損害金は、市場環境等により異なりますが、一般的に、預入時の市場金利と比較して中途解約時の市場金利が上昇しているほど、また預入時からの経過期間が短いほど、損害金が大きくなります。

具体的には、下記の図に示すように、お客さまにご負担いただく解約費用は

- (1)適用利率と市場金利の金利差に基づき発生する費用
- (2)延長特約の価値
- (3)再構築に伴う費用

により構成されますが、特に(1)と(2)が大きな割合を占めることになり、それらは一般的に満期日までの期間や中途解約時の経済情勢に依存します。

(1)の総額については、預入時と比較して市場金利が上昇し、適用金利と市場金利との金利差が拡大すればするほど多くなります。また、最終満期日までの残存期間(中途解約日から最終満期日までの期間)が長ければ長いほど、(2)の価値は高くなります。



従って、この預金の解約費用は、市場金利が上昇するほど、また、最終満期日までの残存期間が長いほど、高くなる傾向にあります。

最終満期日が10年の商品を例にすると、預入後すぐに解約した場合において、市場金利の変動がなかった場合には、諸経費込みで元本の約6%の解約費用が掛かると予想されます。100万円お預入れいただいた場合には約6万円の解約費用がかかり、約94万円が払戻しの金額となります。

また、解約時点における市場金利の上昇幅が、過去10年間の市場金利の記録等から算出した最大値になっていたと仮定した場合には、元本の約25%の解約費用がかかると予想されます。この場合、100万円のお預入れに対しては約25万円の解約費用がかかることになり、払戻し金額は約75万円となります。市場の条件によって

はそれ以上の解約費用がかかる場合もあります。このため、これらの想定損害金額が、お客さまの知識、経験、財産の状況および本契約を締結する目的に照らして、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であることを十分にご確認ください。

(注 2) 中途解約による損害金について

中途解約を行った場合には、当行が延長特約を行使するか否かにかかわらず、当該中途解約日の属する預入期間中の利息は一切支払われません。中途解約による損害金が発生した場合は、払戻元金から損害金を差し引いた金額をお支払いするため、損害金差し引き後の払戻金額が当初のお預入れの元本金額を下回る可能性があります。

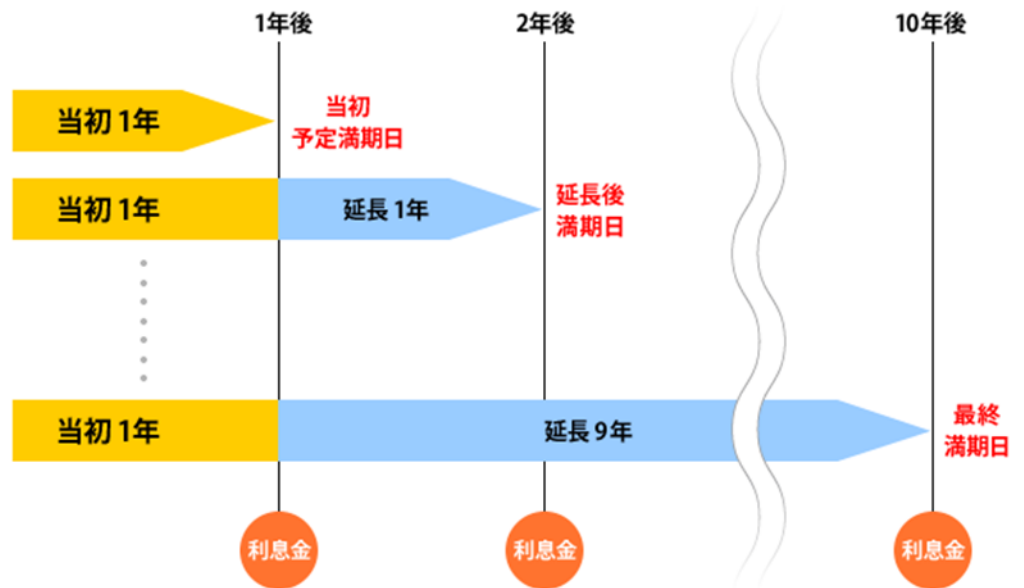
以上のことから、この預金のお申込みの際には、必ず、最終満期日までは使う予定のない、余裕資金でお預入れください。仮に、預入時以降にお客さまの経済事情が変化し、まとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預入れた資金を最終満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申込みください。

なお、当行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまが中途解約を依頼される日と、解約費用を預金元本金額から差し引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく解約費用が中途解約の依頼に基づき試算した解約費用を超えることがあります。

商品名	満期特約定期預金(期間延長型) 楽天エクステ預金(フラット)
商品概要	<p>「満期特約定期預金(期間延長型)」とは、円定期預金に延長特約を組み合わせることにより、通常の円定期預金よりも預金利率を高く設定した商品です。この預金は、当行が延長特約を行使した場合、当初預入機間である1年経過後以降1年ごとに延長され、最終満期日が10年の商品については預入期間が最長で10年まで、最終満期日が15年の商品については預入期間が最長で15年まで延長される場合があります。</p> <p>なお、この預金の中途解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、損害金を直ちにお支払いいただきます。この場合、当初お預入れの元本金額から損害金を差し引いた金額が、当初お預入れの元本金額を大きく下回る(=元本割れ)可能性があります。</p>
預金保険	<p>この預金は預金保険の対象であり、当行にお預入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、各預入期間について預入時における通常の円定期預金(この預金と同一の金額および預入期間1年)の当行ウェブサイトに掲示する金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。</p>
販売対象	当行の円普通預金口座をお持ちの満18歳以上のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年(当初預入期間)。 ・ ただし、当行が、満期延長判定日において延長特約を行使した場合、預入期間が1年ごとに延長されることとなり、最終満期日が10年の商品については預入期間が最長で10年まで、最終満期日が15年の商品については預入期間が最長で15年まで延長される場合があります。 <p>「延長特約」とは、次のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各満期日(当初満期日を含み、最終満期日を除きます。)の原則として1ヶ月前に設定される各満期延長判定日において、当行が当該満期延長判定日の直後に到来する満期日の次の満期日(以下「延長後満期日」といいます。)まで預入期間を延長することができる権利をいいます。 ・ 当行は、延長特約を行使するか否かを、各満期日の1週間前までに、ログイン後画面にあるメッセージボックスに掲載することによりお客さまに通知するものとします。 ・ この預金の延長特約を行使する権利は当行にのみ帰属し、お客さまに延長特約を行使する権利はありません。 ・ このため、この預金が解約され預入が終了する日(以下「償還日」といいます。)は、当行が延長特約を行使するか否かにより、次のとおりとなります。 <p>① 当行が満期延長判定日に延長特約を行使しなかった場合</p> <p>当行が満期延長判定日に延長特約を行使しなかった場合には、当該満期延長判定日の直後に到来する満期日をこの預金の償還日とします。なお、当行が一度も延長特約を行使しない場合には、当初満期日が償還日となります。</p> <p>② 当行が満期延長判定日に延長特約を行使した場合</p> <p>当行が満期延長判定日に延長特約を行使した場合には、償還日は確定せず、延長後満期日が償還予定日となります。なお、当行が更に延長後満期日の直前に設定される満期延長判定日に延長特約を行使した場合、延長後満期日の次の満期日が償還予定日となり、その後も最終の満期延長判定日まで同様とします(最終の満期延長判定日に当行が延長特約を</p>

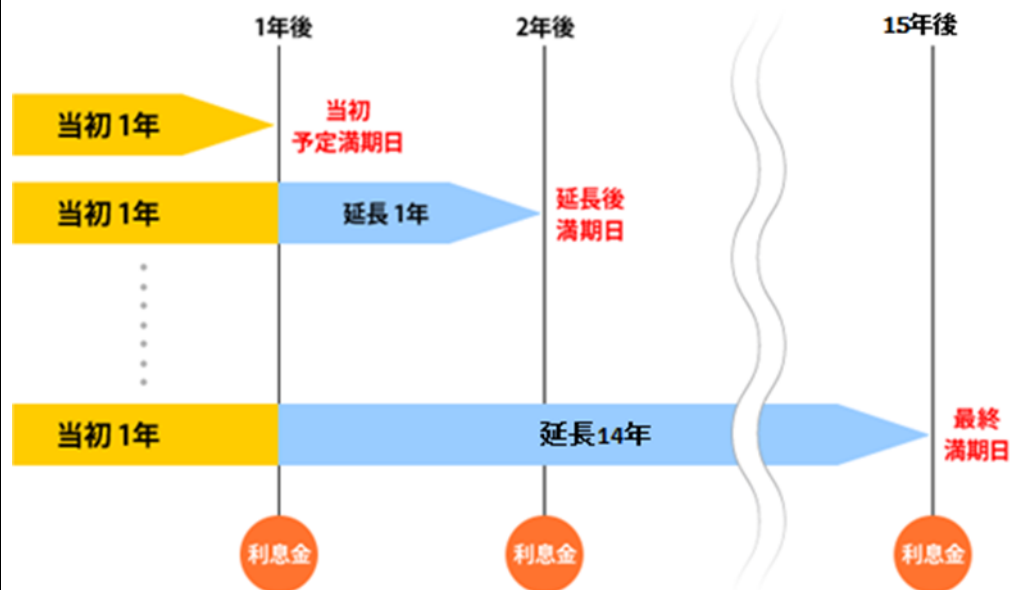
行使した場合には最終満期日を償還日とします。)

(最終満期日が10年の商品の場合)



※利息は1年毎に付利されます。

(最終満期日が15年の商品の場合)



※利息は1年毎に付利されます。

預入期間延長に関する考え方

・ 一般的に、当行が延長特約を行使するかどうかを判断する時点における市場金利が延長後の金利より高い場合、期間を延長する可能性が高くなり(=本取引は継続)、逆に市場金利が延長後の金利より低い場合には、期間を延長する可能性が低くなります(=本取引は終了)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、あくまでも考え方の目安であり、延長特約を行使するかどうかの最終判断は原則として1ヶ月前に当行が決定いたします。 <p><u>効果(メリットとデメリット)</u></p> <p>この預金は、円定期預金に延長特約を組み合わせることにより、預金利率を高く設定した商品であり、当初契約期間(1年)は同じ期間の当行の通常の定期預金よりも有利な運用となりますが、当行が延長特約を行使した場合(一般的に預入時と比べ市場金利が上昇している場合)、あらかじめ定められた固定金利での運用となるため、その後の金利上昇メリットを享受できません。</p> <p>他方、当行が延長特約を行使しなかった場合(一般的に預入時と比べ低下または低位で推移している場合)、償還された元金についてその時点における市場金利の下での再運用を行うとしても、再運用金利によっては当初預入時からの運用利回りが、通常の円定期預金により同一期間運用した場合の運用利回りを下回る可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動解約扱いとなります。自動継続はお取り扱いしておりません。
預入 (1) 預入方法 (2) 最低預入額 (3) 預入単位 (4) 預入通貨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入とします。 ・ ただし、お客さまの当行の円普通預金からの振替入金に限ります。 ・ 10万円以上(預入金額に上限はありません。) ・ 10万円単位で預入可能 ・ 円
払戻方法	この預金は、償還日に自動的に解約となり、預入元金はお客さまの当行の円普通預金口座に一括して入金するものとします。
利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>預入時に当行ウェブサイト上のログイン後画面に表示される利率を満期日まで適用します。 <「楽天エクステ預金(フラット)」の金利についてはこちら> http://www.rakuten-bank.co.jp/assets/fixeddep/new/manki/ext10.html</p> <p>利息は、各預入期間の翌日の各満期日にそれぞれお客さまの当行の円普通預金口座へ入金することにより支払います。なお、この預金が解約され円普通預金へ入金された後は、円普通預金の利率が適用されます。</p> <p>各預入期間(預入日から当初満期日の前日までの期間を第1回預入期間とし、当初満期日の直前の満期延長判定日に当行が延長特約を行使した場合には当初満期日から当初満期日の次の満期日の前日までの期間を第2回預入期間とし、当行が延長特約を行使した場合にはその後も同様に各預入期間を考えるものとします。)に係る利息は、各預入期間の翌日の満期日を利払日として、当該利払日の前回の利払日(第1回預入期間のときは預入日)から当該利払日の前日までの日数について、それぞれ付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算により算出します。なお、1円未満の端数は切り捨てます。</p>
税金について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得は源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)として課税されます。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され20.315%が源泉徴収されます。 ・ 利息はマル優の対象外です。

	<p>詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>
付加できる特約事項	<p>特にございません。</p>
中途解約のお取扱い	<p><u>この預金の中途解約はできません。詳しくは上記[中途解約時のお取扱い]をご覧ください。</u></p>
お申込時のご注意点 (その他参考になる事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ お取引条件は市場環境により変動します。市場環境によりお取引条件は刻々と変動しますので、実際にお申込みいただく際にはお取引条件を十分にご確認ください。市場環境の急変等により、お取扱い、お預入れを中止する場合がありますのでご了承ください。 ・ 万一当行の信用状況が大きく変化した場合には、意図した経済効果が得られず、結果としてお客さまに損害が発生する可能性があります。 ・ この預金の利率等の条件は毎日変動する値であり、金利相場状況、取引条件等、諸々の事情で、必ずしも当行の他の預金より有利でない可能性があります。お客さまに適用される利率等の条件につきましては、お申込時点の当行ウェブサイト上のログイン後画面をご確認ください。 ・ この預金の会計・税務上の取扱いについては、事前にお客さまご自身で公認会計士・税理士にご確認ください。 ・ <u>本取引導入の最終判断は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び本取引を導入する目的に照らし、必ずお客さま自身で行っていただきますようお願いいたします。</u> ・ 相続や差押え等によりこの預金が第三者に承継された場合でも、この預金が中途解約される場合は、上記[中途解約時のお取扱い]の方法に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金の再構築額およびこれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払戻されることとなります。
金融 ADR 制度について	<p>当行とお客さまとの間で、解決に至らない問題が発生した場合には、解決手段のひとつとして金融 ADR という制度がございます。</p> <p>金融 ADR は、行政庁が指定・監督する紛争解決機関(指定紛争解決機関といいます。)が関与し、同機関に所属する金融分野に見識のある弁護士などの専門家が、中立・公平な立場から和解案を提示して、紛争の解決を図る制度です。</p> <p>詳細については、下記の、当行が契約している指定紛争解決機関までお問い合わせください。</p>
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	<p>ございません。</p>
お問い合わせ先・受付時間	<p>楽天銀行カスタマーセンター 0120-38-6910 月曜日～金曜日の 9:00～17:00 (※祝日・12月31日～1月3日を除く)</p>